

山北町川西における土石等の採掘（岩石採取事業）について

申請の概要

	内容															
申請者	松上産業株式会社 代表取締役 松上潤司 松上鉱業株式会社 代表取締役 松上潤司															
開発行為の目的	土石等の採掘(岩石採取事業)															
森林の所在場所	山北町川西字透間1716番地ほか 山北町川西字透間1438-1番地ほか															
許可の経緯	<table border="0"> <tr> <td>松上産業株式会社</td> <td>松上鉱業株式会社</td> </tr> <tr> <td>・昭和52年1月（当初許可）</td> <td>・昭和43年8月（当初許可）（清水開発）</td> </tr> <tr> <td>・平成27年1月（区域拡大）</td> <td>・昭和55年12月（事業譲渡：清水開発→相鉄興産）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・平成28年4月（事業譲渡：相鉄鉱業→松上鉱業）</td> </tr> </table>	松上産業株式会社	松上鉱業株式会社	・昭和52年1月（当初許可）	・昭和43年8月（当初許可）（清水開発）	・平成27年1月（区域拡大）	・昭和55年12月（事業譲渡：清水開発→相鉄興産）		・平成28年4月（事業譲渡：相鉄鉱業→松上鉱業）							
松上産業株式会社	松上鉱業株式会社															
・昭和52年1月（当初許可）	・昭和43年8月（当初許可）（清水開発）															
・平成27年1月（区域拡大）	・昭和55年12月（事業譲渡：清水開発→相鉄興産）															
	・平成28年4月（事業譲渡：相鉄鉱業→松上鉱業）															
申請地の地況	地質：礫岩 土壌：ローム 傾斜：～60度 標高：230～430m 年降水量：2,300mm															
森林の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th colspan="2">スギ、ヒノキ、ナラ、カシ、クスギ等</th> <th>樹高</th> <th>中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針葉樹</td> <td>1.89%</td> <td>1.1436</td> <td>林齢</td> <td>50年～60年</td> </tr> <tr> <td>広葉樹</td> <td>31.14%</td> <td>18.8695</td> <td>疎密度</td> <td>疎</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	スギ、ヒノキ、ナラ、カシ、クスギ等		樹高	中	針葉樹	1.89%	1.1436	林齢	50年～60年	広葉樹	31.14%	18.8695	疎密度	疎
樹種	スギ、ヒノキ、ナラ、カシ、クスギ等		樹高	中												
針葉樹	1.89%	1.1436	林齢	50年～60年												
広葉樹	31.14%	18.8695	疎密度	疎												
施行予定期間	令和7年1月10日まで															
申請の面積	(単位:ha) <table border="1"> <tr> <td>開発区域</td> <td>87.3919</td> </tr> <tr> <td>開発行為をしようとする森林</td> <td>60.5935</td> </tr> <tr> <td>開発行為に係る森林</td> <td>50.5447</td> </tr> </table>	開発区域	87.3919	開発行為をしようとする森林	60.5935	開発行為に係る森林	50.5447									
開発区域	87.3919															
開発行為をしようとする森林	60.5935															
開発行為に係る森林	50.5447															
開発しようとする森林の利用計画面積	(単位:ha) <table border="1"> <tr> <td>土地利用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残置森林</td> <td>10.0488</td> </tr> <tr> <td>(上記のうち15年生以下)</td> <td>(0.0000)</td> </tr> <tr> <td>造成森林</td> <td>49.0504</td> </tr> <tr> <td>造成緑地</td> <td>1.4943</td> </tr> <tr> <td>施設用地(道路)</td> <td>0.0000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60.5935</td> </tr> </table>	土地利用		残置森林	10.0488	(上記のうち15年生以下)	(0.0000)	造成森林	49.0504	造成緑地	1.4943	施設用地(道路)	0.0000	合計	60.5935	
土地利用																
残置森林	10.0488															
(上記のうち15年生以下)	(0.0000)															
造成森林	49.0504															
造成緑地	1.4943															
施設用地(道路)	0.0000															
合計	60.5935															

審査調書(概要)

審査事項 (今回の変更申請は開発行為に関して変更事項がないため、令和5年4月の改定前の審査基準が適用となります。)		神奈川県林地開発許可審査基準	事業計画
1 土砂災害防止に関する事項 森林法第10条の2第2項第1号に関する事	(1) 開発行為が原則として現地形にそって行われること、及び、開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。		土工量は、切土2,149,160.5m ³ 、盛土4,221,620.5m ³ の計画となる。
	(2) 切土、盛土又は捨土の法面の安定が確保され、土砂の崩壊に対する対策が講じられていること。	ア 切土 ○ 高さ 原則として高さ5mないし10m毎に小段を設置する。 ○ 勾配 現地に適合した安全なものであること イ 盛土 ○ 高さ 原則として高さ5m毎に小段を設置する。 ○ 勾配 35度以下	切土は採石法の技術基準により設計 最大直高 約56.6m (直高10m毎に幅5.0mの小段を設置) 法面勾配 60度以下 盛土は神奈川県林地開発許可審査基準により設計 最大直高 約60m (直高5m毎に幅3.0m以上の小段を設置) 法面勾配 29度
	(3) 切土又は盛土の法面が雨水等で浸蝕されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講じられていること。	ウ 法面保護 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工 種子吹付工等)を原則とする。	植栽工、種子吹付工が計画されている。
	(4) 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置が適切に講じられること。	オ えん堤等の容量は開発区域からの流出土量を貯砂しうるものであること。 えん堤等の構造は、「治山技術基準」によるものであること。	-
	(5) 切土又は盛土の法面が基準に基づく勾配を確保出来ない場合や周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁を設置するなど崩壊防止の措置が講じられていること。		-
	(6) 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、10年に1回あると考えられる降雨量に対し、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。		雨水排水は、10年に1回あると考えられる降雨量を基に設計されている。 ※代表箇所、集水面積:2.19ha 計面流下量0.773m ³ /s > 必要流下量0.757m ³ /s (掘削中の窪地に溜まった雨水の排水) 排水ポンプ (1.0~2.0m ³ /min)により排水している。 その際、汲みだした水の放流先である調整池において、水があふれ出さないよう出力を調整し、監視しながら作業を行っている。

審査事項	林地開発審査基準	事業計画
<p>2 水害防止に関する事項</p> <p>森林法第10条の2第2項第1号の2に関する事</p>	<p>(1) 開発行為をしようとする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、30年に1回あると考えられる降雨量に対し、当該開発行為をする森林の下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること。</p>	<p>30年に1回あると考えられる降雨量を基に設計されている。 計画調整容量20,303m³ > 必要調整容量16,852m³ ※事業区域内に設置される調整池23基の合計値</p>
<p>3 水源かん養に関する事項</p> <p>森林法第10条の2第2項第2号に関する事</p>	<p>(1) 他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合に必要な水量を確保する必要があるときには、貯水池等の措置が適切に講じられていること。</p> <p>(2) 土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合は、沈砂地の設置が講じられていること。</p>	<p>周辺地域においては、直接当該森林の水源かん養機能に依存している利用実態はない。</p> <p>雨水による汚濁水は調整池へ誘導し、土石粒子を自然沈降させた後、上澄水を下流へ放流する。</p>
<p>4 環境保全に関する事項</p> <p>森林法第10条の2第2項第3号に関する事</p>	<p>(1) 土地利用の実態に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成する措置が講じられていること。</p> <p>(2) 騒音、粉塵の緩和や風害等から、周辺の植生の保全等が必要な場合には、森林の残置又は造成する措置が講じられていること。</p> <p>(3) 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていること。</p>	<p>ア 土石等の採掘 ○完了時 森林緑地率はおおむね100%</p> <p>森林率 97.5% 森林緑地率 100%</p> <p>-</p> <p>-</p>
<p>5 手続き上の要件</p>	<p>(1) 開発行為を行うことが確実であること。</p>	<p>ア 開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ておくこと。 申請受領段階で2/3以上</p> <p>イ 法令等の許認可等必要とする場合には、当該許可等がなされているか、又は確実であることが明らかであること。</p> <p>全ての権利者の同意を得ている。</p> <p>○採石法 協議中 ○みどりの協定 R元年11月 締結済み</p>